

『病理診断科』 患者誤認防止への取り組み

【生検病理診断】

仙台厚生病院病理診断科は2006年に創設され、当初より検体取り違い防止対策に取り組んでいます。

2013年に当院独自の「仙台厚生病院 病理診断科 患者取り違い防止マニュアル」を策定・明文化し、その後2016年に公開された「日本病理学会 病理検体取扱マニュアル」を参考に、さらに検体取り違い防止対策を強化しております。

患者誤認防止の取り組み

- ・ 同一の名字や名前が連続しないような受付
- ・ 同じ臓器や類似した病変が連続しないような工夫

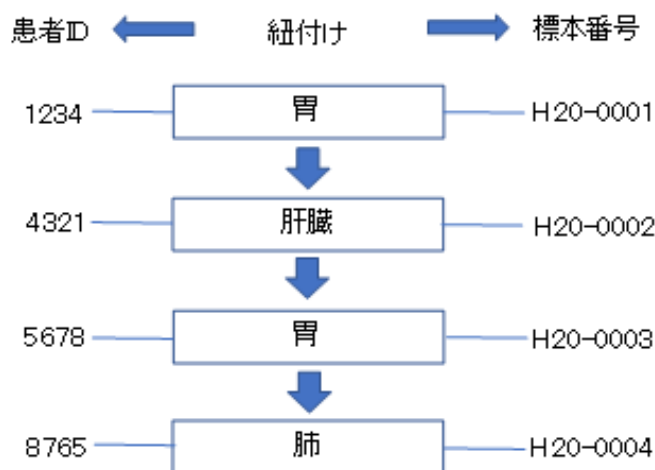
※同一臓器不連続受付法（仙台厚生病院方式） 図1

- ・ 患者名、臓器の種類、数などをダブルチェック
- ・ 標本作成の際、工程によっては役割を分担せず、同一人物が一貫して処理
- ・ 標本の形などが提出された検体と矛盾していないかチェック

※病理診断科2006年創設当時より同一臓器不連続受付法は導入しています。

図1

臨床検体のIDと病理診断科の標本番号を紐付ける際に同一臓器が連続しないようにする方法



同一臓器不連続受付法（仙台厚生病院方式） 例

【病理解剖】

2019年5月26日、当院において病理解剖時のご遺体取り違えという重大なインシデントが発生いたしました。当院の病理解剖手順書を見直して、以下のようなご遺体誤認防止手順を追加しました。

患者誤認防止の取り組み

- 生存時から装着しているリストバンドは装着したままにし、解剖開始時に担当医師・看護師が読み上げ、病理医は確認する。
- 解剖開始時、電子カルテ上で解剖されているご遺体の情報を入力し、病棟等で解剖中であることを確認可能なようにする。
- 解剖開始時、**臨床経過**を十分説明できる主治医が立ち会い、ご遺体を確認する。